

## 東京都受動喫煙防止対策検討会 とりまとめ方針（座長案）

2015年2月12日

1. 当検討会で議論している受動喫煙防止対策は、公衆衛生にかかわる政策であり、この種の政策分野の通例として、疫学・公衆衛生学の現在の水準に立って議論をするほかはない。
2. 受動喫煙が有害であることは、疫学的には一応確立された知見といえる。従って、必要かつ合理的な範囲で、政府が受動喫煙について何らかの規制を行うことは正当化される。
3. 受動喫煙の害は普遍的なものであり、地域的な特性をもつとは考えにくいので、上記の規制は中央政府が行うことが望ましい。十分な対策が立てられていない間は、地方自治体が暫定的・過渡的に規制を行うことも正当化される可能性があるが、罰則付きの条例を制定することには、条例制定権の限界（憲法 94 条、地方自治法 14 条 1 項）の関係で、困難が多いと考えられる。そして、罰則規定のない条例の効果はガイドラインと変わらない。
4. ただし、受動喫煙と疾病との相関については、suggestive（示唆的）とするコホート研究が多く、今後の研究の進展によって新たな知見が得られる可能性もある。
5. 政府が個人のライフスタイルに介入することは、原則として許されないと考えるべきであるから、当人に有害な習慣であっても、喫煙の自由は尊重されるべきである。
6. 禁煙・分煙によって経営に影響を受ける事業者、特に中小・零細事業者の営業上の利益に配慮しなければならない。
7. 不特定多数が出入りする屋内において、そうした場所に来ない自由があるからといって、非喫煙者が受動喫煙を受忍すべきである、という議論は正当化できない。子ども、受動喫煙環境下で働く従業員などを保護するべきである。

### <対応方針>

- ① 委員及び意見聴取団体の意見を集約する。
- ② 条例化をみすえて、現行のガイドラインを強化する。  
分煙化対策、子どもや従業員への対策等の強化
- ③ 工程表及び実効性のある方策を提示する。
- ④ 2018年までに国の動向やガイドラインによる対策の効果をみて、再検討する。

# 日本国憲法

## 第8章 地方自治

### 第94条【地方公共団体の権能】

地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

## 地方自治法

### 第三章 条例及び規則

**第十四条** 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項(\*)の事務に関し、条例を制定することができる。

(\*)**第二条** 地方公共団体は、法人とする。

**〇2** 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。